

地方公共団体情報システム標準化に係る情報提供依頼(RFI)

令和6年7月

せたな町

1. 情報提供依頼(RFI)の背景と目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)」が令和3年9月1日に施行され、地方公共団体は住民記録や税務など住民情報を扱う20業務(今後、火葬等許可事務及び人口動態調査事務増で22業務となる予定)について、国が示す標準仕様に準拠したシステム(以下、「標準準拠システム」という。)に移行することが求められています。

現在、せたな町(以下、「当町」という。)では、国が目標として定める令和7年度末までに標準準拠システムへ移行することを目指して、移行計画の策定を進めています。

令和7年度末までの標準準拠システムへの移行の実現に向けては、移行スケジュールに合わせて、標準準拠システムが情報システム開発事業者(以下、「事業者」という。)様から提供されるとともに、標準準拠システムへの移行に係る業務支援を確実に受けられる必要があります。

本 RFI は、今後の移行計画の策定のため、各事業者様の標準準拠システムの開発状況、当町への提供意向及び標準準拠システムの導入・運用費用等について把握することを目的としています。

2. 情報提供依頼内容

以下の内容について、情報提供を依頼します。

No.	情報提供依頼内容	内容・前提事項	回答様式
1	標準準拠システムの提供方針、当町への提案可否	標準化対象 20 業務すべてについて、貴社の標準準拠システム提供に関する方針をご回答ください。 なお、回答する範囲を絞りたい場合、貴社が想定するシステムに関してのみご回答ください。 ①貴社の対応方針 ・ 標準準拠システムの対応予定有無、販売予定日 ・ 標準オプション機能の実装方針 ・ ガバメントクラウド上での標準準拠システム提供可否 ・ ガバメントクラウド運用管理補助者としての受託可否 等 ②当町への提案可否(RFP 参加意向) ・ 提案可否(RFP 参加意向) ・ 移行委託契約の推奨時期、切替時期の提案 ・ 概算費用の提示可否 等 ※ 提案可否(RFP 参加意向)については、今後の移行計画に大きく影響するため、貴社の受注状況や開発体制を勘案の上、ご回答ください。	様式1① 様式2
2	関連システムの提供方針、当町への提案可否	当町が標準準拠システムとともに導入を予定している関連システム(医療給付、学童保育、国保連携、要援護者支援台帳)について、貴社の方針をご回答ください。 ① 貴社の対応方針	様式1②

		・ パッケージシステムの概要 ・ ガバメントクラウド上での標準準拠システム提供可否 等 ② 当町への提案可否(RFP 参加意向) ・ 提案可否(RFP 参加意向) ・ 移行委託契約の推奨時期、切替時期の提案 等	
3	共通機能に対する 対応方針、 当町への提案可否	共通機能(地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書で共通機能として位置付けられている機能)について、貴社の対応方針をご回答ください。 ① 貴社の対応方針 ② 当町への提案可否 ・ 提案可否 ・ 移行委託契約の推奨時期、切替時期の提案 ・ 概算費用の提示可否 等	様式1③
4	標準化に係る費用 (概算額)	概算費用(※)をご回答ください。 ※貴社が受託可能な業務範囲(アプリケーション等提供、ガバメントクラウド運用管理補助、移行作業など)に応じて、ご回答ください。	様式 3

3. 提供資料一覧

RFI に関して当町から提供する資料は以下のとおりです。

資料名(例)	説明
情報提供依頼書	本資料
【別紙】現行システム概要	現行システムの概要調査結果 ※上記資料は、情報提供依頼への参加表明のあった事業者様に提供します。
【様式1】回答書	貴社からの回答をご記入いただく書式 ① 標準準拠システムに関する回答 ② 関連システムに関する回答 ③ 共通機能に関する回答

【様式 2】RFP 参加意向回答書	貴社からの回答をご記入いただく書式 ※今後の移行計画に大きく影響するため、貴社の受注状況や開発体制を勘案の上、回答してください。
【様式 3】費用見積り	貴社からの回答をご記入いただく書式 (概算費用をご提示いただく際の書式)
【様式 4】質問書	貴社から質問がある場合にご記入いただく書式

4. 情報提供要領

(1)実施手順・スケジュール

① 情報提供依頼への参加表明

令和 6 年 7 月 19 日 (金) まで

※本文書の最後に示す連絡先に電子メールでご連絡ください。様式等の指定はありません。

② 情報提供依頼に関する質問事項の受付期間

令和 6 年 7 月 26 日 (金)

③ 情報提供依頼回答書の提出期限

令和 6 年 8 月 5 日 (月)

(2)情報提供依頼に関する質問方法

不明点等の質問事項は、様式 4「質問票」に記入し、本文書の最後に示す連絡先に電子メールで送付してください。

各社からいただいた質問事項とその回答については、集約した上で情報提供依頼に参加している各社ご担当者様宛にメールでお送りします。

(3)提出物について

情報提供依頼回答書は、各様式に記入の上、ご提出ください。

(4)提出方法

情報提供依頼回答書は、期日までに本文書の最後に示す連絡先のメールアドレス宛てに提出をお願いします。

(5)情報提供依頼回答書に対するヒアリング

提出いただいた情報提供依頼回答書につきましては、当町にて確認させていただき、その内容について必要に応じてヒアリングをさせていただく場合がございますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

(6) 今後の予定について

本 RFI の結果等を基に、標準準拠システムへの移行計画を策定します(移行方針、調達範囲・単位、調達方式、スケジュールなど)。

5. 留意事項

- ・ 情報提供に係る一切の費用は全て情報提供者の負担とします。
- ・ 提供された情報は、当町関係部門における検討のほか、国への状況報告・課題報告のために利用させていただく場合があります。
- ・ 本 RFI に伴い、当町が提供する資料及び質問回答の内容は、本 RFI 以外の目的による使用を禁じます。
- ・ 提出された資料は返却しません。

《連絡先》

【郵便番号】	049-4592
【住所】	久遠郡せたな町北檜山区徳島 63 番地 1
【所属・担当】	総務課 情報管理係
【電話番号】	0137-84-5111
【電子メール】	setana.somu@town.setana.lg.jp

(以上)